

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

◇条

例

目次

- 恩給の年額の昭和四十九年改定に関する条例
- 鳥取県国土利用計画地方審議会条例
- 鳥取県土地利用審査会条例
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例
- 世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県公衆浴場基準条例の一部を改正する条例
- 鳥取県警察職員顕彰条例の一部を改正する条例
- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

条例

鳥取県条例第三十二号

恩給の年額の昭和四十九年改定に関する条例をここに公布する。

昭和四十九年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

恩給の年額の昭和四十九年改定に関する条例

(恩給の年額の改定)

第一条 県吏員等又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金(次項に規定する退職年金又は遺族年金を除く。)については、昭和四十九年九月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額(昭和四十五年四月一日以後に退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。))した県吏員等に係る場合にあつては、その年額の計算の基礎となつてゐる給料年額に一・一五三を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。))を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和四十九年十月鳥取県条例第三十六号)による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号。以下「改正後の年金条例」という。)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 県吏員等又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金で、恩

給の年額の昭和四十七年改定に関する条例（昭和四十七年十月鳥取県条例第三十四号）第二条第一項ただし書（同条例同条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によりその年額を改定されたものについては、昭和四十九年九月分以降、その年額を、同条例（第二条第一項ただし書を除く。）及び恩給の年額の昭和四十八年改定に関する条例（昭和四十八年十月鳥取県条例第三十九号）の規定を適用したとしたならば昭和四十九年八月三十一日において受けることとなる恩給の年額の計算の基礎となるべき給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、改正後の年金条例の規定によつて算出して得た年額に改定する。この場合において、当該年額が、これらの者の昭和四十九年八月三十一日において受ける恩給の年額の計算の基礎となつている給料年額に一・一五三を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を退職又は死亡当時の給料年額とみなして改正後の年金条例の規定によつて算出して得た年額より少ないときは、一・一五三を乗じて得た額より算出した年額をもつて改定年額とする。

（高齢者等の恩給の年額についての特例）

第二条 七十歳以上の者に給する退職年金及び七十歳以上の者又は七十歳未満の妻若しくは子に給する遺族年金の年額の算定の基礎となる退職年金で、その基礎在職年に算入されている実在職年の年数が退職年金についての最短恩給年限を超えるものの年額は、昭和四十九年九月分以降、その年額（恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例（昭和四十一年十月鳥取県条例第二十九号）第二条第一項の規定により同項の表の下欄

に掲げる額をもつてその年額とされている退職年金及び遺族年金については、同項の規定を適用しないこととした場合の退職年金及び遺族年金の年額の算定の基礎となる退職年金の額）に、当該退職年金の基礎在職年に算入されている実在職年の年数が退職年金についての最短恩給年限を超える一年ごとに、その年額の計算の基礎となつている給料年額の三百分の一に相当する金額を加えた額とする。

（職権改定）

第三条 この条例の規定による恩給の年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年九月一日から適用する。

別表（第一条関係）

恩給の年額の計算の基礎となつている給料年額	仮定給料年額
二四四、一〇〇 円	三〇二、二〇〇 円
二五一、〇〇〇	三一〇、七〇〇
二五六、八〇〇	三一七、九〇〇
二六五、一〇〇	三二八、二〇〇
二七〇、一〇〇	三三四、四〇〇
二七九、五〇〇	三四六、〇〇〇
二九三、一〇〇	三六二、九〇〇
三〇七、三〇〇	三八〇、四〇〇
三二一、二〇〇	三九七、六〇〇
三三五、五〇〇	四一五、三〇〇

三四九、六〇〇
 三六四、〇〇〇
 三七三、〇〇〇
 三八二、〇〇〇
 三九二、五〇〇
 四〇七、三〇〇
 四二〇、一〇〇
 四三二、〇〇〇
 四四六、五〇〇
 四六一、一〇〇
 四七七、一〇〇
 四九三、一〇〇
 五一三、一〇〇
 五二五、七〇〇
 五四二、一〇〇
 五五七、九〇〇
 五八九、七〇〇
 五九八、一〇〇
 六二二、四〇〇
 六五四、八〇〇
 六九〇、五〇〇
 七〇八、七〇〇
 七二六、一〇〇
 七五一、〇〇〇
 七六五、六〇〇

四三二、八〇〇
 四五〇、六〇〇
 四六一、八〇〇
 四七二、九〇〇
 四八五、九〇〇
 五〇四、二〇〇
 五二〇、一〇〇
 五三四、八〇〇
 五五二、八〇〇
 五七〇、八〇〇
 五九〇、六〇〇
 六一〇、五〇〇
 六三三、二〇〇
 六五〇、八〇〇
 六七一、一〇〇
 六九〇、七〇〇
 七三〇、〇〇〇
 七四〇、四〇〇
 七七〇、五〇〇
 八一〇、六〇〇
 八五四、八〇〇
 八七七、四〇〇
 八九八、九〇〇
 九二九、七〇〇
 九四七、八〇〇

八〇八、一〇〇
 八二九、一〇〇
 八五一、一〇〇
 八九三、五〇〇
 九三六、四〇〇
 九四七、五〇〇
 九八二、九〇〇
 一、〇三三、〇〇〇
 一、〇八二、八〇〇
 一、一一三、四〇〇
 一、一四三、四〇〇
 一、二〇四、一〇〇
 一、二六四、九〇〇
 一、二七六、九〇〇
 一、三二五、三〇〇
 一、三八六、三〇〇
 一、四四七、一〇〇
 一、五〇七、五〇〇
 一、五四五、五〇〇
 一、五八六、二〇〇
 一、六六四、四〇〇
 一、七四三、五〇〇
 一、七八三、四〇〇
 一、八二一、九〇〇
 一、九〇〇、五〇〇

一、〇〇〇、四〇〇
 一、〇二六、四〇〇
 一、〇五三、七〇〇
 一、一〇六、二〇〇
 一、一五九、三〇〇
 一、一七三、〇〇〇
 一、二一六、八〇〇
 一、二七八、九〇〇
 一、三四〇、五〇〇
 一、三七八、四〇〇
 一、四一五、五〇〇
 一、四九〇、七〇〇
 一、五六五、九〇〇
 一、五八〇、八〇〇
 一、六四〇、七〇〇
 一、七一六、二〇〇
 一、七九一、五〇〇
 一、八六六、三〇〇
 一、九一三、三〇〇
 一、〇六〇、五〇〇
 二、一五八、五〇〇
 二、二〇七、八〇〇
 二、二五五、五〇〇
 二、三五二、八〇〇

一、九三六、三〇〇	二、三九七、一〇〇
一、九七九、〇〇〇	二、四五〇、〇〇〇
二、〇五七、三〇〇	二、五四六、九〇〇
二、一四三、〇〇〇	二、六五三、〇〇〇
二、一八七、〇〇〇	二、七〇七、五〇〇
二、二二八、七〇〇	二、七五九、一〇〇
二、二七二、四〇〇	二、八一三、二〇〇
二、三一四、六〇〇	二、八六五、五〇〇
二、四〇〇、〇〇〇	二、九七一、二〇〇
二、四八五、五〇〇	三、〇七七、〇〇〇
二、五二七、七〇〇	三、一二九、三〇〇
二、五七一、〇〇〇	三、一八二、九〇〇

恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その年額に一・二三八を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、仮定給料年額とする。

鳥取県国土利用計画地方審議会条例をここに公布する。

昭和四十九年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十三号

鳥取県国土利用計画地方審議会条例

(目的)

第一条 この条例は、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第三十八条第三項の規定に基づき、鳥取県国土利用計画地方審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内をもつて組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第三条 委員及び臨時委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別委員会)

第六条 審議会は、その所掌事務に関し特別に調査審議する必要があるときは、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 前二条の規定は、特別委員会の運営について準用する。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県土地利用審査会条例をここに公布する。

昭和四十九年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十四号

鳥取県土地利用審査会条例

(目的)

第一条 この条例は、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第三十九条第十項の規定に基づき、鳥取県土地利用審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の任期)

第二条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第三条 審査会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 前項の規定にかかわらず、国土利用計画法第十二条第六項又は第十三項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定による確認の

議決は、総委員の過半数で決する。

(雑則)

第五条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十五号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第二条、第三条、第四条関係)」に、審査分

会長 " " " 二、五〇〇円 " " 審査分会長 " " 三、

四〇〇円 " " " 審査分会立会人 " " 二、〇〇〇円 " " を

審査分会立会人 " " " 二、七〇〇円 " " に改める。

附則
この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十六号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ二第一項中「六十万円」を「七十五万円」に、「三百万円」を「三百七十五万円」に、「三百六十万円」を「四百五十万円」に改める。

(恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部改正)

第二条 恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例(昭和四十一年十月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。
第二条の見出し中「長期在職者」を「長期在職者等」に改め、同条第一項を次のように改める。

退職年金又は遺族年金で、次の表の上欄の区分に対応する同表の中欄に掲げる区分のいずれかに該当するもの昭和四十九年九月分以降の年額がそれぞれ同表の上欄及び中欄に掲げる区分に対応する同表の下欄に掲げる額に満たないときは、当該下欄に掲げる額をもつてその年額とする。

退職年金又は遺族年金	退職年金又は遺族年金の基礎となる職年に算入されている実在職年の年数			金 額
	退職年金についての最短期間給年限以上	九年以上退職年金について最短期間給年限未満	九年以上退職年金について最短期間給年限以上	
六十五歳以上の者に給する退職年金	九年以上退職年金について最短期間給年限以上	九年以上退職年金について最短期間給年限未満	九年以上退職年金について最短期間給年限以上	三十二万二千六百元
六十五歳以上の者に給する退職年金	九年以上退職年金について最短期間給年限以上	九年以上退職年金について最短期間給年限未満	九年以上退職年金について最短期間給年限以上	二十四万一千二百元
六十五歳未満の者に給する退職年金	九年以上退職年金について最短期間給年限以上	九年以上退職年金について最短期間給年限未満	九年以上退職年金について最短期間給年限以上	十六万八百元
六十五歳未満の者に給する退職年金	九年以上退職年金について最短期間給年限以上	九年以上退職年金について最短期間給年限未満	九年以上退職年金について最短期間給年限以上	二十四万二千二百元
六十五歳未満の者に給する退職年金(妻又は子に給する退職年金を除く。)	九年以上退職年金について最短期間給年限以上	九年以上退職年金について最短期間給年限未満	九年以上退職年金について最短期間給年限以上	十二万六百元
六十五歳未満の者に給する退職年金(妻又は子に給する退職年金を除く。)	九年以上退職年金について最短期間給年限以上	九年以上退職年金について最短期間給年限未満	九年以上退職年金について最短期間給年限以上	十二万六百元

第二条第二項を削り、同条第三項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「昭和四十七年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に改め、「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年九月一日から適用する。
- この条例による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第二十三条ノ二の規定は、昭和四十九年八月三十一日以前に給与事由の生じた退職年金についても、適用する。

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十七号

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第四条関係)」に改める。

別表の二の4の(二)中「用具等を購入する」を「用具の購入等をする」に

改め、同表の二の5中「又は保全する」を「若しくは保全し、又は公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第四号に規定する第二種公営住宅を譲り受ける」に改め、同表の二の6の(一)中「短期大学」を「大学(短期大学を含む。以下同じ。)」に改め、同表の二の6の(二)中「短期大学」を「大学」に改める。

別表の三の表中更生資金の項から修学資金の項までを次のように改める。

生活資金	更生資金	身体障害者更生資金	更生資金	更生資金	更生資金
	習得費	技能	支度費	生業費	習得費
月額 一五、〇〇〇円	月額六、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	月額六、〇〇〇円
了後又は療養資金の最	習得期間満了後一年以内	習得期間満了後一年以内	最終貸付けの日から一年以内	最終貸付けの日から六ヶ月以内	習得期間満了後六月以内
終貸付けの五年以内	必要と認められる場合	必要と認められる場合	必要と認められる場合	必要と認められる場合	必要と認められる場合
貸付期間	三年以内	三年以内	三年以内	三年以内	三年以内

住宅資金	五〇〇、〇〇〇円	最終貸付けの日から六ヶ月以内	六年以内	貸付期間 高等学校、大学又は高等専門学校に在学期間中
福祉資金	八〇、〇〇〇円	最終貸付けの日から六ヶ月以内	三年以内	貸付期間 高等学校、大学又は高等専門学校に在学期間中
修学資金	高等学校にあっては月額三、〇〇〇円 大学又は高等専門学校にあっては月額八、〇〇〇円	最終貸付けの日から六ヶ月以内	卒業後六月以内	貸付期間 高等学校、大学又は高等専門学校に在学期間中

附則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の規定は、昭和四十九年六月二十八日から適用する。ただし、別表の三の規定中更生資金及び身体障害者更生資金のうち技能習得費に係る部分は、昭和四十九年四月一日から適用する。

鳥取県公衆浴場基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十八号

鳥取県公衆浴場基準条例の一部を改正する条例

鳥取県公衆浴場基準条例(昭和三十二年三月鳥取県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

(定義)

第一条の二 この条例において「一般公衆浴場」とは、日常生活において保健衛生上必要な入浴をさせる公衆浴場をいう。

2 この条例において「特殊公衆浴場」とは、次の各号のいずれかに該当する公衆浴場をいう。

一 一浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場で次に掲げるもの

イ 蒸気、熱気その他湯以外のものを使用して入浴させるもの

ロ イに掲げるもののほか、娯楽、保養その他日常生活における保健衛生以外の目的で入浴させるもの

二 個室を設けて、又は浴室を専用させて入浴させる公衆浴場(次号に規定する公衆浴場を除く。)

三 風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第四条の四第一項に規定する個室付浴場業に係る公衆浴場

第二条中「他の公衆浴場」を「既設の一般公衆浴場」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三条の見出しを「(一般公衆浴場の措置の基準)」に改め、同条各号列記以外の部分中「営業者」を「一般公衆浴場の営業者」に改め、同条第

三号中「洗場及び浴そう」を「及び浴室」に、「換気窓」を「換気設備」に改め、同条第四号中「洗場及び浴そう」を「及び浴室」に改め、同条に次の一号を加える。

十六 八歳以上の男女を混浴させないこと。

第四条を次のように改める。

(特殊公衆浴場の措置の基準)

第四条 第一条の二第二項第一号イに掲げる特殊公衆浴場の営業者は、前条第二号、第三号、第五号から第七号まで、第十一号から第十三号まで、第十五号及び第十六号に掲げる措置を講ずるほか、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 放熱設備は、直接入浴者の身体に接しない構造とすること。

二 蒸気又は熱気を使用する浴室については、室内の温度が測定でき、かつ、容易に温度を調整できる装置を設けること。

2 第一条の二第二項第一号ロに掲げる特殊公衆浴場の営業者は、前条第二号、第三号、第五号から第七号まで及び第九号から第十六号までに掲げる措置を講じなければならない。

3 第一条の二第二項第二号に掲げる特殊公衆浴場の営業者は、前条第二号、第十一号から第十三号まで及び第十五号に掲げる措置を講ずるほか、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 浴室には、換気設備を設けること。

二 各室内の照明は、二十ルクス以上とすること。

三 浴そうは、使用の都度浴湯を取り替えることができる構造とすること。

四 蒸気又は熱気を使用して入浴させる場合は、第一項各号に掲げる措

置を講ずること。

五 従業員に風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせないこと。

六 浴場内には、風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真等を入浴者の見える場所に掲げ、又は置かないこと。

4 第一条の第二項第三号に掲げる特殊公衆浴場の営業者は、前条第二号、第十一号から第十三号まで及び第十五号並びに前項各号に掲げる措置を講ずるほか、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 各室の出入口は、内のり幅〇・七メートル以上、高さ一・七メートル以上とし、そのとびらには、室内を見通すことのできる縦横〇・三メートル以上の窓を設けること。

二 各室内は、出入口から常時見通すことのできる構造とし、室内から見通しを妨げないようにすること。

三 各室の出入口には、施錠設備を設けないこと。

四 各室の床面積は、六・六平方メートル以上とし、その天井の高さは、

二・一メートル以上とすること。

五 各室の照明設備は、室内で点滅できない装置とすること。

六 各室には、布団、ソファ等入浴に直接必要としない物を置かないこと。

七 営業時間は、日出時から午後十二時までの間において定めること。

第五条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を削る。

附 則

1 この条例は、昭和四十九年十月二十日から施行する。

2 この条例の施行の際現に公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第二条第一項の規定による許可を受けて浴場業を営んでいる者について

は、この条例の施行の日から起算して六月間は、この条例による改正後の鳥取県公衆浴場基準条例第四条第一項第二号並びに同条第四項第一号、第二号、第四号及び第五号の規定は、適用しない。

鳥取県警察職員顕彰条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十九号

鳥取県警察職員顕彰条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員顕彰条例（昭和四十二年七月鳥取県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

結 果 の 区 分				顕 彰 金 の 額
第 一 級	第 二 級	第 三 級	第 四 級	一〇、〇〇〇、〇〇〇円
八、五〇〇、〇〇〇円	七、七〇〇、〇〇〇円	七、〇〇〇、〇〇〇円	六、三〇〇、〇〇〇円	
死亡したとき。				

備考

1 この表中第一級から第十四級までの等級は、それぞれ地方公務員

不具廃疾となつたとき。	第 五 級	五、六〇〇、〇〇〇円
	第 六 級	五、〇〇〇、〇〇〇円
	第 七 級	四、三〇〇、〇〇〇円
	第 八 級	三、六〇〇、〇〇〇円
	第 九 級	三、〇〇〇、〇〇〇円
	第 一〇 級	二、五〇〇、〇〇〇円
	第 一 一 級	二、〇〇〇、〇〇〇円
	第 一 二 級	一、六〇〇、〇〇〇円
	第 一 三 級	一、三〇〇、〇〇〇円
	第 一 四 級	一、〇〇〇、〇〇〇円
	療養を要する期間が六月以上	五〇〇、〇〇〇円
	療養を要する期間が三月以上六月未満	三五〇、〇〇〇円
	療養を要する期間が一月以上三月未満	二五〇、〇〇〇円
	療養を要する期間が十四日以上一月未満	一五〇、〇〇〇円

災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）別表に掲げる等級をいい、その等級及び金額の決定については、同法第二十九条第二項から第五項までの規定の例による。

2 扶養親族（職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）第八条第二項に規定する扶養親族の例による。以下同じ。）が二人以上ある場合は、一人を超える扶養親族五人まで、一人につき、死亡したときは二十万円、不具廃疾となつたときは十八万円を加算する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第四十号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和三十年十月鳥取県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「二千三百円」を「二千九百円」に、「三千円」を「三

千八百円」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項中「八十
円」を「百十六円」に、「二十六円」を「三十三円」に、「五十三円」を
「八十三円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に
関する条例の規定は、昭和四十九年四月一日以後に給付の事由が生じた
給付並びに同日前に給付の事由が生じた障害給付年金及び遺族給付年金
で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に給
付の事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】